

「 宿泊サービス 」

河合デイサービスセンター

「平成30年度版」

重要事項説明書

ふりがな ご利用者氏名			
住 所			
電話番号		携帯電話	
緊急連絡名①		続柄①	
緊急連絡先住所①			
電話番号①		携帯電話①	
緊急連絡名②		続柄②	
緊急連絡先住所②			
電話番号②		携帯電話②	
医療機関名		主治医名	
医療機関住所		連絡先	

当事業所はご契約者に対して**宿泊サービス**を提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

1. 事業者

- (1) 事業者名 社会福祉法人 吉城福祉会
(2) 事業所在地 岐阜県飛騨市古川町若宮二丁目1番60号
(3) 電話番号 0577-73-7715
(4) 代表者氏名 理事長 橋本 正 人

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定地域密着型通所介護事業所における
宿泊サービス
- (2) 事業所の目的 要介護状態又は要支援状態にある者（障がいをお持ちの方を含む）で利用者の心身の状況により、若しくは利用者の家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある者を対象に宿泊サービスを提供することを目的とする。
- (3) 事業所の名称 河合デイサービスセンター
事業所の所在地 飛騨市河合町角川318番地
電話番号 0577-65-1077（FAX兼用）
- (4) 事業所長（管理者） 氏名 東 出 直 哉
- (5) 当事業所の運営方針
1. 事業所の従業者は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、利用者が可能な限りその居 宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、排せつ、食 事等の介護その他日常生活上の世話に係るサービスの提供を行う。
 2. 利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立った宿泊サービスの提供に努め るものとする。
 3. 事業の実施に当たっては、利用者の状況や宿泊サービスの提供内容について、関係行政機関、地域の保健・医療・福祉サービス・地域包括支援センターとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- (6) 開設年月 平成29年6月1日
- (7) 通常の事業の実施地域 飛騨市河合町・宮川町の区域で
河合デイサービスを利用している方
- (8) 営業日、サービス提供時間、利用定員
河合デイサービスセンター

営業日	毎月 第2週及び第4週の金曜日及び土曜日 (但し、8月13日～15日及び12月29日～1月3日を除く)
サービス提供時間	午後6時00分～翌午前8時00分

利用定員	6名 (但し、1日の利用者総数の内、 要介護3以上の利用者は半数未満とする。)
------	---

(状況や必要性に応じて上記営業日でも別途対応可能とします。)

3. 職員の配置状況及び職務内容

当事業所では、ご契約者に対して宿泊サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	河 合
管 理 者	1
看護職員又は介護職員	サービス提供時間帯に1名 夕食介助時及び朝食介助時に更に1名

(1) 管理者は、管理者は、宿泊サービス従業者の管理を行うとともに、当該従業者に対し、宿泊サービスの事業に関する基準その他関係法令等の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行う。また、指定居宅介護支援事業者等との情報連携や、宿泊サービス事業の利用の申込みに係る調整及び業務の実施状況の把握を行う。

(2) 介護職員又は看護職員は、利用者の心身の状況等を的確に把握し、利用者の必要な日常生活上の介護、援助、危機防止、その他必要なサービスの提供にあたる。

4. 宿泊サービスの内容と利用料金

宿泊サービスの内容は、次に掲げるサービスから利用者が選定したサービスを提供する。

(1) 身体介護に関すること

日常生活動作能力の程度により、必要な支援及びサービスを提供する。
(排せつの介助、移動・移乗の介助、その他必要な身体の介護)

(2) 就寝及び離床に関すること

利用者の安全確保を図り、必要な支援及びサービスを提供する。
(就寝の準備、見守り、離床介助、衣類着脱の介護、整容、その他必要な宿泊の介助)

(3) 食事に関すること

食事を希望する利用者に対して、必要な食事のサービスを提供する。
(食事の準備、配膳下膳の介助、食事摂取の介助、その他必要な食事の介助)

<利用料金>

サービスについては、全て実費負担となります。

(1) 宿泊料金 (1泊：3,000円)

- (2) 食費（夕食：650円、朝食350円）
- (3) おむつ等衛生材料の実費
- (4) その他、日常生活においても通常必要（複写物等含む）となるものにかかる費用であって、利用者が負担することが適当であるものの実費

◎サービスの概要

時間	サービス内容	備考
18:00～	夕食 服薬確認 口腔ケア 排泄ケア	
19:00～	談話	
21:00～	排泄ケア	
22:00～	就寝	
0:00	定期巡視	
4:00	定期巡視	
6:00～	起床・排泄ケア	
7:00～	朝食 服薬確認 口腔ケア	
8:00	終了	

①食事

- ・栄養やご契約者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。（但し、サービス提供状況により、お弁当の提供にてお願いすることもございますのでご了承下さい。）
- ・ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。
- ・食中毒及び感染症の発生、蔓延を防ぐために必要な措置を講じております。ご利用者様にはご協力をご依頼することもございます。

②排泄

- ・ご契約者の排泄の介助を行います。

③談話等

④状態確認

⑤連絡帳

（通常の連絡帳の他に宿泊サービス用の連絡帳を作成します。）

- ・ご利用者の皆様方(家族)との連絡を密にするため、連絡帳を初回訪問時にお渡ししております。ご利用の都度、ご家族の皆様方には、家庭状況について記載いただきたいと思います。施設側としましては、連絡帳にその日の様子やオムツ等の実費分使用、各種連絡事項を記載させていただきますので、毎回、ご確認いただきますようお願い致します。

<その他>

- (1) 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、基本的には変更を行う2カ月前までにご説明します。
- (2) 事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能
 - 一 契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、契約者に対して当該サービスを提供すべき義務を負いません。
 - 二 前項の場合に、事業者は、契約者に対して、既に実施したサービスについては所定のサービス利用料金の支払いを請求できるものとします。

<利用料金のお支払い方法>

利用料金・費用は、1カ月ごとに計算し、請求書を送付致しますので、翌月末日までにお支払い下さい。(1カ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。

基本的に、利用料金・費用は、口座振替により引き落とさせていただきます。翌月に引き落とし請求明細書を送付し、翌月21日に引き落とし(21日が土、日、祝日の場合は、翌営業日)されますのでご注意ください。

5. 利用の中止、変更、追加

- (1) 利用予定日の前に、ご契約者の都合により、指定通所介護の利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者に申し出て下さい。
- (2) 利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、キャンセル料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但し、ご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。
 - ① 利用当日、お迎えに行った際に理由なく休まれる時には、キャンセル料を頂くこととなります。

☆キャンセル料は当日利用基本料の10パーセント相当です。

- (3) サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

6. 事故発生や緊急時における対応方法

- (1) 職員は、サービス提供を実施中に利用者への事故、利用者の状態が急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡するなどの処置を講ずるとともに、家族にもご連絡します。(※吉

城福祉会緊急時対応マニュアルにて対応)

そのため、初回アセスメント時に、緊急連絡先等について確認させていただきますが、変更が生じた時には、遅滞無くお教えいただきますようお願い致します。

(2) 緊急事態の対応について職員は管理者に報告し、必要に応じて市及び県に報告します。

7. 個人情報を用いる場合の同意

当事業者がサービスを提供する上で、サービス担当者会議において、利用者またはその家族等の個人情報を用いることに同意していただきます。

また、特定個人情報（マイナンバー）についての取扱いは一切行っておりません。

8. 高齢者虐待防止法について

事業所の管理者、従業者は、高齢者虐待防止法に基づき、高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合には、秘密保持義務の例外として市に通報するものとします。

9. 身体拘束の排除について

事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等必要な事項を記録処理し、ご家族に説明と確認を求めます。

10. 損害賠償について

(1) 損害賠償がなされる場合

契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により契約者に生じた損害について賠償する責任を負います。また、守秘義務に違反した場合も同様とします。但し、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、損害賠償責任を減じることができるものとします。

(2) 損害賠償がなされない場合

事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

① 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったこ

とに専ら起因して損害が発生した場合

- ② 契約者が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合
- ③ 契約者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由に専ら起因して損害が発生した場合
- ④ 契約者が、事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為に専ら起因して損害が発生した場合

1 1 . 苦情の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます

- ① 情受付窓口 (苦情解決責任者) 奥田康弘
(苦情受付担当者) 東出直哉・山腰邦彦
(電話) 0577-73-7715

②受付時間 毎週月曜日～金曜日 8:00～17:00

(2) 行政機関その他苦情受付機関

吉 城 福 祉 会	所在地：岐阜県飛騨市古川町若宮二丁目1番60号 電話番号：0577-73-7715 受付時間：午前8:00～午後5:00
第 三 者 委 員	佐 野 光 弘 (電話0577-73-2523) 岩 佐 美 保 子 (電話0577-73-5489)
飛騨市役所 地域包括ケア課	所在地：岐阜県飛騨市古川町若宮二丁目1番60号 電話番号：0577-73-7469 受付時間：午前8:30～午後5:15
国民健康保険団体連合会 介護保険課 苦情相談係	所在地：岐阜県岐阜市下奈良2-2-1 岐阜県福祉・農業会館内 電話番号：058-275-9826 受付時間：午前9:00～午後5:00

1 2 . 地震等における非常事態時の対応について

事業所は、サービスの提供時の地震等の災害時において、基本的に施設に定めてある防災マニュアルにあるように行動しますが、基本的には、デイスサービスの建物自体が緊急避難所等に指定されておりますので、状況に応じて施設に待機することになると思われま

但し、それだけではご家族に置かれては不安であると思っておりますので、NT

Tが設定しております、『171』に施設として登録し、ご家族様から確認の電話をしていただくことが一番であると思っておりますので、以下、使用の仕方について記載しておきます。

提供の仕組み

- (1) ご利用できる電話は、一般電話、公衆電話、携帯電話等です。
- (2) 提供開始は、震度6弱以上の地震発生及び地震・噴火等の発生により被災地へ向かう安否確認のための通話等が増加し、被災地へ向けての通話が繋がり難い状況になった場合です。
- (3) ①プッシュ番号「 171 」を押す
②再生の「 2 」押す
③電話番号でデイサービスの番号を押す
i : 河合デイサービス「0577-65-1077」
④ダイヤル電話以外については、「1」+「#」を押すと施設側からの録音が再生されます。伝言保存期間は、録音してから2日（48時間）です。

平成 年 月 日

宿泊サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

社会福祉法人 吉城福祉会

説明者職名 氏 名 印

私は、本書に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、宿泊サービスの提供開始に同意しました。また、個人情報を用いることについても同意いたしました。

利用者 住 所

氏 名 印

代理人 住 所
(代筆者)

氏 名 印